

第 7 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和 7 年 10 月 27 日

(令和 6 年度決算)

(警察本部・出納局・各種委員会等)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第7回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和7年10月27日(月曜日)

午前9時57分開議
午前10時27分休憩
午前10時32分開議
午前11時1分閉会

本日の会議に付した事件

議案第37号 令和6年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第40号 令和6年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

委員長 高木健次
副委員長 中村亮彦
委員 前川收
委員 渕上陽一
委員 前田憲秀
委員 高島和男
委員 坂梨剛昭
委員 前田敬介
委員 南部隼平
委員 住永栄一郎
委員 斎藤陽子
委員 星野愛斗

欠席委員(1人)

委員 西聖一

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

本部長 佐藤昭一
警務部長 渡邊一郎
生活安全部長 松見恵一郎
刑事部長 江藤真吾
交通部長 合瀬勝彦
警備部長 長尾義久
首席監察官 大島誠吾

参事官兼総務課長 東勘太郎
参事官兼警務課長 水島護
参事官兼情報管理課長 高濱絹子
参事官 兼生活安全企画課長 福岡淳一
参事官兼地域課長 山中淳一
参事官兼刑事企画課長 益田栄世
参事官 兼組織犯罪対策課長 平木強史
参事官兼交通企画課長 山浦隆之
参事官 (運転免許センター長) 東田智裕
参事官兼警備第一課長 川上史泰
参事官(警備・災害対策) 村田英史
理事官兼会計課長 石阪重徳
サイバー犯罪対策課長 辻直樹
交通指導課長 本田康裕
理事官兼交通規制課長 大藪浩
出納局
会計管理者兼出納局長 野中眞治
会計課長 小夏香
管理調達課長 阿南秀二
人事委員会事務局
局長 城内智昭
公務員課長 森亮子
監査委員事務局
局長 井藤和哉
監査監 石井利幸
監査監 天野誠史
監査監 二宮守
労働委員会事務局
局長 浦田美紀
審査調整課長 守屋芳裕
議会事務局
局長 波村多聞
次長兼総務課長 鈴和幸
議事課長 下崎浩一
政務調査課長 坂本誠也

事務局職員出席者

議事課課長補佐 岡 部 康 夫
議事課主幹 太 田 弘 巳

午前9時57分開議

○高木健次委員長 ただいまから第7回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、警察本部、出納局及び各種委員会等の審査を行うこととしております。

これより、警察本部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、警察本部長から御挨拶をお願いします。

佐藤警察本部長。

○佐藤警察本部長 警察本部長の佐藤でございます。

高木委員長をはじめ委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援をいただきしておりますことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

県警察は、今後とも、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、県民の皆様の安全と安心の確保のために全力を尽くしてまいりますので、引き続き御理解と御支援を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、この後、決算の概要等につきまして警務部長から、その詳細につきましては会計課長から説明をさせますので、御審議のほどお願ひを申し上げます。

○高木健次委員長 次に、警務部長から決算概要の説明をお願いします。

○渡邊警務部長 警務部長の渡邊でございま

す。

令和6年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました警察関係の施策推進上改善または検討を要する事項等の措置状況について、2点御報告いたします。

まず、1点目は、放置違反金について、前年度末と比較して未収金額が増加していることを受けて、適正な債権管理と徴収対策に努めるとともに、外部機関の活用を図るなど、職員の負担軽減を図ることとの御指摘をいただいたものです。

本件に関する措置状況ですが、県警察では、長期滞納者を重点対象として、計画的な電話催促や夜間、休日の訪問徴収を実施しているところであります、その結果、令和6年度は未収金額が減少に転じております。

また、職員の負担軽減についても、勤務時間のシフトや年休の取得促進等、勤務時間の管理を適切に行い、ワーク・ライフ・バランスを充実させることにより、徴収に当たる職員の負担軽減を図っております。

引き続き、職員の負担軽減にも配意しつつ、これらの取組のほか、長期滞納者に対して預貯金の差押え等の法的措置を取るなどして、適正な債権管理と徴収対策に努めてまいります。

2点目は、警察宿舎の老朽化が進行していることを受けて、働きやすい環境を整備するため、なるべく早期に改修を行うこととの御指摘をいただいたものです。

本件に関する措置状況ですが、本年度は、八代警察署の宿舎について、大規模な改修を行っているところです。また、知事部局が行っている天草地域職員住宅集約化推進事業の中で、天草警察署の宿舎について大規模改修を行うほか、知事部局の宿舎を所管替えで受け入れることを計画しております。

それでは、令和6年度決算概要の説明に入らせていただきます。

お手元の令和7年度決算特別委員会説明資料の1ページを御覧ください。

まず、歳入から御説明いたします。

予算現額は26億5,004万円で、調定額は25億7,541万6,000円でした。

収入調定した額のうち、収入済額は25億7,314万7,000円で、収入未済額は226万9,000円でした。

収入未済額は、放置違反金とその延滞金及び公用車の損害賠償金に係る未収金でございます。

次に、歳出についてですが、予算現額は443億5,894万9,000円で、支出済額は428億3,508万4,000円でした。執行率は96.6%になります。

翌年度繰越額は5億40万3,000円で、その内容は、警察施設整備に係る事業費等となっています。

不用額は10億2,346万2,000円で、その内容は、主に職員給与費等の人物費及び各事業実施後の執行残でございます。

以上が警察本部の令和6年度決算の概要となります。

詳細については、会計課長から御説明いたしますので、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高木健次委員長 次に、会計課長から決算資料の説明をお願いします。

○石阪会計課長 会計課長の石阪でございます。

まず初めに、本年度の熊本県監査委員による定期監査の指摘事項について、事案の概要とその後の措置状況をお手元の資料に基づき御説明します。

資料にある監査結果指摘事項を御覧ください。

御指摘を受けましたのは3件の交通法規違

反で、いずれも速度超過事案でございます。

事案の概要ですが、職員が通勤または私用のため一般道を走行中、速度違反をし、道路交通法違反の速度超過で検挙されたものです。

これらの事案を踏まえ、再発防止に向けた措置状況についてですが、これまで行ってきた各種会議、研修等の機会を通じた指導教養、交通法規違反の防止に特化した取組に加え、職務倫理教養をはじめとした様々な教養の機会において、若手職員やその模範となる幹部職員を対象としたファシリテーション形式の講義、部外講師等による浸透効果の高い手段、方法を用いた指導教養の実施など、職員一人一人に非違事案防止に向けた意識啓発、倫理観の向上を図り、再発防止に取り組んでいるところでございます。

以上が定期監査による指摘事項の説明となります。

続いて、令和6年度決算につきまして、お手元の資料に基づき御説明いたします。

資料の令和7年度決算特別委員会説明資料を御覧ください。

表紙から2枚めくつていただき、資料2ページから始まる歳入に関する調べについて御説明いたします。

警察関係の歳入予算は、さきに警務部長から説明がありましたとおり、総額で26億5,004万円を計上しております。

その大半が運転免許関係手数料等の使用料及び手数料及び警察費国庫補助金等の国庫支出金でありますと、2段目の使用料及び手数料の予算現額は16億450万1,000円でございます。

次に、資料8ページをお願いします。

最下段にあります国庫支出金の予算現額は、7億2,218万6,000円でございます。

以上、2つの歳入予算が全体の約88%を占めているところです。

なお、各表の中ほどの欄にあります不納欠

損額についてはございません。

また、収入未済額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、予算現額と収入済額の比較についてですが、予算に対して収入済額が大きく減少しているものについて御説明いたします。

資料の2ページにお戻りください。

さきに説明した使用料及び手数料についてですが、予算現額16億450万1,000円に対して、収入済額が15億5,641万7,000円となっていて、その差がマイナス4,808万3,000円となっております。

これは、資料3ページ以降に記載している自動車運転免許試験手数料等の手数料収入において、免許試験の受験者数等が見込みを下回ったことによるものでございます。

資料9ページを御覧ください。

下から2段目になります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、予算現額8,743万2,000円に対して、収入済額が6,120万2,000円となっていますが、これは、交付金充当額の減額によるものでございます。

以上が歳入に関する説明となります。

続きまして、資料の15ページを御覧ください。

歳出に関する調べについて御説明いたします。

警察費、予算現額443億5,487万1,000円に対して、支出済額が428億3,191万6,000円となっております。この差額のうち、翌年度繰越額については、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、不用額10億2,255万1,000円のうち、金額の大きいものについて御説明いたします。

まず、警察本部費の不用額7億180万8,000円についてですが、備考欄に記載しているとおり、主なものは、職員給与費等の執行残が4億4,834万1,000円、庁舎等光熱水費等の執

行残が2億4,143万5,000円でございます。

次に、装備費の不用額3,249万1,000円についてですが、その主なものとしては、車両修繕費等の執行残で2,740万2,000円でございます。

次に、資料16ページの警察施設費の不用額9,784万9,000円についてですが、主なものは、警察施設修繕料等の執行残が4,960万6,000円、交番・駐在所工事費の執行残が2,553万9,000円、職員宿舎解体工事費の執行残が1,818万1,000円でございます。

次に、運転免許費の不用額2,567万円についてですが、その主なものとしては、運転免許センター運営経費等の執行残で1,888万9,000円でございます。

次に、資料17ページの警察活動費の不用額1億6,242万4,000円についてですが、主なものは、警察活動用旅費、消耗品購入費等の一般警察運営費の執行残が4,542万7,000円、各種総合治安対策費の執行残が2,406万1,000円、信号機電気料等の交通警察運営費の執行残が6,222万円でございます。

以上が歳出に関する説明となります。

それでは、最後になりますが、資料の令和7年度決算特別委員会附属資料を御覧ください。

1ページの令和6年度繰越事業調べについて御説明いたします。

全部で3つの事業について、令和7年度に繰り越しておりますが、諸般の事情により、年度内に完了ができなかつたものでございます。

1段目の警察施設維持管理費は、警察本部庁舎を含む県庁舎空調機更新工事等に要する経費で、設計及び計画の見直しにより、年度内完了が困難となつたものでございます。

2段目の警察施設整備費(単独事業)は、宿舎改修工事等に係るもので、建設資材や人件費の高騰に伴う入札の不調により、年度内完了が困難となつたものでございます。

3段目の警察活動基本経費は、小型、中型輸送車の購入に係るもので、車両製造の遅延等により、年度内納品が困難となったものです。

現在の進捗状況は、表の右側に記載のとおりでございます。

次に、資料2ページの令和6年度収入未済に関する調べについて御説明いたします。

収入未済の内容でございますが、1の歳入決算の状況にありますとおり、上から順に、放置違反金の延滞金が5万3,000円、2段目の放置違反金が92万7,000円、3段目の交通事故による公用車損壊に係る損害賠償金が128万8,000円でございます。

次に、2の表については、収入未済額の過去3か年の推移でございますが、令和6年度は未収金額が減少しております。

次に、3ページを御覧ください。

3の表は、収入未済額の状況として、未収金の種類ごとに件数及び金額の内訳を記載したものです。

次に、4の令和6年度の未収金対策についてですが、記載のとおり、各種取組を推進しているところであり、今後も引き続き未収金の早期回収に取り組んでまいります。

最後に、資料4ページを御覧ください。

令和6年度県有財産処分一覧表について御説明いたします。

県有財産処分の内容でございますが、令和5年3月、御船警察署益城交番と統合された旧御船警察署津森駐在所の敷地を益城町に売却したものが356万2,000円、令和2年7月豪雨において建物が水没した旧人吉警察署長宿舎の敷地を人吉市へ売却したものが411万円でございます。

以上をもちまして、警察本部における令和6年度決算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○高木健次委員長 以上で警察本部の説明が

終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願ひします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川收委員 まず、9ページの歳入に関する調べの中で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、下から2段目でありますが、ここに、調定額が大分減っているということで、予算現額と収入済額との比較が2,622万9,000円ということで先ほど説明をいただきました。

内容については、臨時交付金が減ったということではありますが、その内容が、電話で「お金」詐欺被害防止対策業務委託に要する経費ということでありましたけれども、我々の生活感から見れば、この電話で詐欺という部分は、被害が今最も注目されていて、高齢者を中心に——高齢者だけじゃありませんけれども、非常に大きな社会的な問題になっておるということではありますが、事業としてはしっかりとやっているらしいやることだと思いますけれども、当初予定されていた額の交付金が充当されなかったという理由については、それだけ皆さん方の業務が少し減って交付金がそこまで至らなくて来なかつたのか、それとも全体的な予算の都合でここは減額されたのか、そこを1つ教えてください。

それと、15ページ、不用額ではありますが、不用額がかなり出ております。これは、多分毎年予算を編成する上において、各科目ごとにしっかりと予算を確保しながら、年度の途中で予算が足りなくなるようなことはないようという前提の中で、少しずつ余裕を持って予算編成されているんだろうとは思っています。

しかし、15ページの警察本部費の職員給与等の執行残という話がございました。4億4,800万円、1番ですね、不用の理由の。非

常に厳しい勤務をされていて、時間外手当等々の問題も果たしてどうなのかということを、これまでいろいろな場面で議論があつてきただというふうに思っています、給与を余らせ——まあ、不用というのは言い方が悪いんでしょうけれども、執行残が出るということそのものが、きちっと計算なさった上で話だろうとは思いますけれども、勤務実態に応じた形でしっかり支払われているのかどうなのか。いわゆるサービス残業的なものをなくさなきやいけないというふうに私は思っていますけれども、この執行残、特に職員給与の執行残の実態について教えていただきたいと思います。

以上です。

○石阪会計課長 まず、最初に御質問のありました資料9ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の2,622万9,000円の不用額が生じた理由につきましては、これは、固定電話に防犯機能を付加する機器購入支援事業に交付金を充当していたものでございますが、入札による減額、そして、購入実績が予定期件数の5,000件に対して4,507件であったことから、事業費の減額に合わせて交付金の充当額も減額したものでございます。

それと、2つ目の質問で、警察本部費の不用額が生じた理由というのに関して、職員給与費については、令和6年度当初予算額302億5,000万円余に対して、約1.5%の不用額が生じております。その主な理由としましては、時間外勤務手当や休日勤務手当が見込額よりも少なかつたことから不用額となったものでございます。

各種手当に関しましては、100%支給を行っておりまして、今回このように不用額が生じた理由としましては、ワーク・ライフ・バランスの推進等によって時間外勤務等の縮減が図られたものと思っております。

○前川收委員 まず、1つ目の物価高騰対応、いわゆる電話で「お金」詐欺の部分ですけれども、5,000機つけたいと思っていらっしゃったのが、なかなかつかなかつたということであろうと。1割ですね。4,500とおつしゃったかな、数字はですね。減だったということで、まだまだ私は需要があるというふうに思っています、この補助金を利用して各家庭に電話で「お金」詐欺の、録音式の電話ですかね、あれは。自分でつけていらっしゃる人もいらっしゃるでしょうし、その録音式の電話機をつけるのに、この補助があるということ自体の周知が足りなかつたんじやないかなと私は思っています、ぜひ、被害がなくなったならいいですけれども、まだまだ被害が増え続けている現状の中ではありますから、令和7年度以降、今年度も含めてこの事業があるのかどうか分かりませんけれども、しっかり取り組んでいただいて、被害をなくしていただきますように、少なくしていただきますようにお願いをいたします。

それと、給与費については、100%きちと手当等は払われているということで、警察官の皆さん方のワーク・ライフ・バランスが保たれているというお話をありました。

気になったのは、サービス残業的なものが、さっき100%とおつしゃったので安心はしましたけれども、予算の見合いの中で我慢をするということがないように、しっかりしていただきたいというふうに思っています、これは皆さんのお仕事ですから、どれだけ残業をやってでも解決してもらわなきやならない事案もあると思うし、休日に出勤してもやっぱり解決しなければならない、そういう課題もあろうかと思いますので、ぜひ、その点については、遠慮なしに、実態として支払っていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高島和男委員 説明資料の18ページでございます。

警察活動費の中で、生活安全警察運営費、犯罪抑止・少年保護対策費についてお尋ねいたします。

別冊の資料の施策の成果の7項目めに、繁華街における治安維持活動の推進として、熊本市と連携して風俗営業店舗への立入り、客引き、客待ち行為をさせない警戒などの繁華街浄化活動を推進すると記載をされております。

それはそれで本当に感謝申し上げますけれども、一方で、風俗店が並ぶあの現地で、御存じのように、派手で大きな看板が林立しておりますし、青少年が目にするにはもう極めて刺激的な表現が並んでおると。

このような現状を前にして、本当にその繁華街の浄化が進んでいるのかなと、私は個人的に非常に強く思っております。ああいう看板表示に対して、どのような基準で指導、規制というものを行っていらっしゃるのか、また、例えば、熊本市や関係部局と連携しながら改善していくこうというような考えがあるのかないのか、お尋ねしたいと思います。

○福岡生活安全企画課長 生活安全企画課長の福岡です。

委員の御質問に関してお答えいたします。

案内所につきましては、案内所条例というものを規定しておりますが、現在のところ、景観を害しないように、この条例に基づいて運用しております。

風営店の個々の看板につきましては、市の条例で規制がなされておりまして、景観を害する看板であれば、市と連携いたしまして、繁華街の正常な環境浄化活動に努めてまいりたいというふうに思っております。

○高島和男委員 景観を害しない、市と連携しながらというような御答弁だったと思うんですけれども、やっぱりあの状態が決していいとは誰もこの場にいらっしゃる方は思っていないと思いますし、私も、もう何度もやっぱり市民の方から御指摘を受けます、どうにかならぬのかということでですね。

ぜひ、今おっしゃったように、警察はもちろんですけれども、市ともうまく連携を取りながら、ぜひ繁華街全体の健全化と、そしてまた、美観の向上ということにも、ぜひ視点を当てて取り組んでいただきたいと思います。

以上、要望です。

○高木健次委員長 要望でいいですかね。

○高島和男委員 はい。要望で結構です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございました。

先ほどの前川委員と関連で、15ページの人物費、給与の執行残ですけれども、サービス残業的なものはないということで、私も安心しました。

一つの見方として、例えば、その年度にてつもない凶悪犯罪があって、物すごく時間外で勤務をすることが多いと、それがなければ執行残も増える、まあ前年度の比較は分かりませんけれども、そんなイメージの持ち方もあるんですかね。どうなんでしょうか。

○石阪会計課長 時間外とか休日等の実績に関しましては、そのとおり100%の支給で行っておりまして、当然、事件とか事故とかそういういった捜査がなければ、そういういった手当は

少なくなるものでございます。

○前田憲秀委員 私が言いたいのは、もちろん足りなくなつたときには何らかの補正という話もあるんでしようけれども、ほかのところとはやっぱり、警察本部というのはやっぱり特殊な勤務があられるところだと思うので、去年は執行残が多かったから来年度は少なくとか、まあ管理者がどういう見方をされるのか分かりませんけれども、そこはある程度きちんと予算は確保して、十分に仕事ができるような給与体系は取つていただきたいなと思います。まあ、そういう心配はないと思うんですけれども、しっかりそこは会計課のほうでもきちんと手当てをしていただきたいという思いがございます。

○石阪会計課長 委員の御指摘のとおり、これからも適正な予算管理に努めていきたいと考えております。

○前田憲秀委員 よろしくお願ひします。
以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで警察本部の審査を終了します。

ここで、説明員の入替えのため、10時35分まで休憩します。

午前10時27分休憩

午前10時32分開議

○高木健次委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより、出納局及び各種委員会等の審査を行います。

審査は、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局

の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それではまず、会計管理者から出納局の総括説明をお願いします。

野中会計管理者。

○野中会計管理者 おはようございます。

令和6年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、出納局関連の事項2点につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

1点目が、共通の指摘事項として、「車検切れの公用車の使用は、大変な事態である。今回は土木部の事例であるが、このことは県庁全体でも起こりうるので、県庁全体で再発防止となるような管理方法を考えること」という御指摘ございました。

再発防止につきましては、総務部とも検討を行い、まずは職員、ひいては職場の意識改革、そして管理体制の再整備が必要との認識に至りました。

そこでまず、令和6年12月に、人事課長及び管理調達課長連名の通知で、所属における車検の有効期限の共有及び道路運送車両法等の法令遵守の意識徹底を行いました。

また、管理体制の再整備につきましては、当局において、公用車の車検有効期限の確認用の台帳を整備いたしまして、各所属と共有するとともに、車検完了について所属から報告させ、報告がない場合は当局から確認を行うといった、双方向からの全庁的な管理体制を構築したところです。

今後も引き続き、車検切れの公用車の使用防止対策に取り組んでまいります。

2点目が、出納局の指摘事項として、「デ

ジタル化が進む中で収入証紙に代わる収納方法として、今後どのような制度とするのか、キャッシュレス決済に対応できない利用者の状況も踏まえて、その制度の在り方を検討すること」という御指摘でございました。

収入証紙につきましては、これまで、他県の状況調査や売りさばき人等の関係者への聞き取り、キャッシュレス決済の活用状況調査など、制度見直しに向けた検討を進めてまいりました。

こうした検討を進める中で、開始から60年を経過した証紙制度は、県への公金納付の方法として県民に広く定着しているとともに、現金を扱わないことによる職員の負担軽減や、例えば、免許センターの公共安全協力会や各地域の食品衛生協会といった売りさばき人が県民に対して行っているサービス提供など、様々なメリットがあることも、改めて認識をしたところです。

その一方で、公金収納における県民の利便性向上等を図るために、電子申請に伴うオンライン収納やスマートフォンのアプリ決済など、キャッシュレス収納の導入を推進していく重要性も認識しております。

しかし、現状としては、本県の税、使用料及び手数料におけるキャッシュレス収納率は、約25.4%と低い状況となっております。この理由としては、キャッシュレス収納の方法があるにもかかわらず、キャッシュレス決済に対応できない利用者が一定割合いることが上げられます。

県といたしましては、これらへの対応を図りながら、証紙に代わる収納方法を確立していく必要があります。

また、証紙廃止を打ち出した先行県では、こうした課題をきちんと整理した上で推進すべきだったとの反省の声も聞こえております。

今後、これまで売りさばき人の方々が果してきたサービスを低下させることなく、公

金収納のキャッシュレス化の推進及び証紙制度の受皿づくりを並行して推進し、ソフトランディングを図ってまいりたいと考えております。

引き続き、売りさばき人や関係部局等と協議を重ね、問題解決を図りながら、しっかりと制度移行を進めてまいります。

続きまして、出納局の令和6年度の決算概要について御説明を申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

出納局の決算に関する会計は、一般会計と収入証紙特別会計の2会計でございます。

この2会計を合わせました歳入の決算状況でございますが、収入済額は24億8,800万円余で、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、2会計を合わせた歳出の決算状況でございますが、支出済額は30億6,200万円余、不用額は1億5,900万円余となっております。

不用額の主なものは、収入証紙特別会計における一般会計繰出金の執行残でございます。

詳細につきましては、各課長が説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高木健次委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○小夏会計課長 会計課でございます。

まず、本年度の定期監査における指摘事項につきましては、出納局ではございません。

続きまして、会計課の決算について御説明申し上げます。

決算特別委員会説明資料、出納局分をお願いいたします。

その2ページでございます。

まず、一般会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、3ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

3段目の会計管理費は、主に総合財務会計システムの管理運営経費でございます。

不用額の2,156万円余は、人件費及び事業実績が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

収入証紙特別会計でございます。

まず、歳入で収入証紙の販売代金等を計上しておりますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、5ページの歳出でございます。

一般会計繰出金は、収入証紙を用いた各種手数料等の収入実績額22億2,029万円余を一般会計へ繰り出しているものでございます。

不用額の1億2,970万円余は、見込み額を下回ったことによる執行残でございます。

会計課は以上でございます。

○阿南管理調達課長 管理調達課でございます。

6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

最下段の会計管理費で524万円の不用額が生じておりますが、これは経費節減等に伴う執行残でございます。

管理調達課は以上でございます。

○高木健次委員長 次に、人事委員会事務局長から決算概要及び資料説明をお願いします。

城内人事委員会事務局長。

○城内人事委員会事務局長 人事委員会事務局でございます。

まず、定期監査における指摘事項はござい

ません。

続きまして、決算の概要につきまして、お手元の人事委員会事務局の説明資料に基づき御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出決算の総括表でございます。

内容につきましては、2ページ以降で御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、収入済額は190万3,000円で、不納欠損額、収入未済額はございません。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、支出済額は1億7,561万6,000円で、翌年度への繰越しはございません。

不用額は1,059万2,000円でございますが、内訳は、委員会費が人件費等の執行残45万8,000円、事務局費が経費節減に伴う執行残1,013万4,000円でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 次に、監査委員事務局長から決算概要及び資料説明をお願いします。

井藤監査委員事務局長。

○井藤監査委員事務局長 監査委員事務局でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要について、お手元の説明資料により御説明いたします。

説明資料1ページをお願いいたします。

歳入歳出決算の総括表ですが、このうち歳入については、該当はございません。

次に、2ページをお願いします。

歳出についてですが、下から2段目、委員費の支出済額は2,211万円余、また、最下段、事務局費の支出済額は1億6,961万円余

となっております。

内訳は、監査委員と事務局職員の人事費及び事務費でございます。

なお、事務局費の不用額223万円余は、人事費等の執行残でございます。

監査委員事務局は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 次に、労働委員会事務局長から決算概要及び資料説明をお願いします。

浦田労働委員会事務局長。

○浦田労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要につきまして、お手元の説明資料に基づき御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表でございます。

内容につきましては、次の2ページで御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

歳出につきまして、1段目の労働委員会費の支出済額は1億1,584万6,000円でございます。

内訳は、2段目の委員会費が委員報酬15人分の2,211万6,000円、3段目の事務局費が事務局の職員給与費と委員会事務局運営費を合わせた9,372万9,000円でございます。

不用額が全体で423万5,000円でございますが、これは、主に委員会費の委員報酬の執行残及び事務局費の職員給与費の執行残によるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 次に、議会事務局長から決算概要と資料の説明をお願いします。

波村議会事務局長。

○波村議会事務局長 議会事務局でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要につきまして御説明申し上げます。

議会事務局説明資料1ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表でございます。

詳細は、2ページ以降で御説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1段目の議会費の支出済額は19億3,677万円余で、不用額は7,931万円余でございます。

なお、事務局費につきましては、翌年度繰越額が612万円余でございますが、詳細は後ほど御説明いたします。

不用額の内訳でございますが、2段目の議会費の2,222万円余は視察旅費等の執行残、517万円余は車両運行委託費等の執行残、3段目の事務局費の2,594万円余は改修工事工事請負費の入札残、713万円余は改修工事監理委託費の入札残、1,554万円余は事務局の運営に係る事務費の執行残でございます。

続きまして、繰越事業について御説明いたします。

別冊の附属資料の1ページをお願いいたします。

管理運営費の費用として、612万円余を繰り越しております。

これは、県議会史第10巻の原稿執筆、監修作業等の編さん業務に不測の事態が生じまして、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

なお、繰越額における資料作成時の進捗率は80%でございましたが、9月末で業務が完了しまして、現在は100%となっております。

議会事務局は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 以上で出納局及び各種委員会等の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願ひします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川收委員 まず、出納局の4ページをお願いします。

歳入の調べの中で、1段目の証紙収入、税、使用料、手数料収入ということで、予算現額よりも収入済額が増えております。1億1,100万円、予算現額より増えているということです。

次の5ページ、5ページは歳出でありますけれども、一般会計への繰り出し、これも同様に、収入証紙の使用実績が見込みを下回ったということありますけれども、収入証紙の調定額は増えていて、歳入のほうは、歳出では不用が生まれている。つまり、予算よりも余って、まあ執行残が出たということがちょっと私はあんまり意味が分からないので、何で手数料は増えているのに、払うべき収支、実績のほうは減ったのかというのがちょっと分かりづらいので、それを一つ御説明ください。

それともう1つ、これは全部いいんでしょう。

○高木健次委員長 はい。

○前川收委員 議会事務局、お願ひします。

3ページ。議会費の不用額が出ております

が、今説明がありましたように、視察旅費等の執行残ということで2,200万円余が出ております。

最近、諸物価高騰の中で、旅費の中でかなり大きなウエートを占めるのが宿泊費、が物すごく上がってきています、これは私たちだけじゃなくて県庁の皆さんもそうだと思いますが、都市圏、東京近郊等々の宿泊を要する出張に出ますと、なかなか規定されている宿泊費で宿泊所を探すことが難しいという状況がございます。

まあ、不用が出ているからという言い方は悪いかもしれません、そうじゃなくて、物価の実態に応じたやっぱり予算の執行をしていただかなければならないし、宿泊費だけじゃなくて、諸物価が上がっているわけですから、そういうたった諸物価高騰に対する対応というものについて、議会事務局としてはいかがお考えなのか、また、実行されているのか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○小夏会計課長 会計課でございます。

まず、収入証紙特別会計のこの歳入と歳出のほうの出入りの部分で、この内容がぱっと見にはちょっと納得ができないような内容だということで御質問がおありだったかと思いますが、まず、こちらの特別会計の予算を組みますときに、まず収入証紙の場合は、売上げが県のほうに歳入として入ってまいります。それを、まず、その入ってきました歳入を、各担当課ごとの手数料ごとに配分をするということで、一般会計に繰り出しをいたします。

まずは、それが大体どれぐらいの金額になるだろうかということを見込みまして、例年、大体23億前後ぐらいが売上げとして出てまいりますので、そこに繰り出しをするときに、ちょっと不足がありますといけないものですから、少し多めに23億5,000万というこ

とで予算をまず固めいたします。これが、歳出予算のほうの総額のほうが23億5,000万ということになります。

そうしました場合に、歳入予算と歳出予算の総額は必ず同額で押さえる必要がございますので、それをまず決めました後で歳入予算のほうを組み立てるわけでございますが、基本的には、歳入のほうも、ある程度売れた、歳入が入ってまいりますので、23億例えは売れましたとしましても、その同じ年度内に買った方全員が、申請で、実績で出すわけではございません分がありまして、ちょっと買われまして、その年度内に申請に使われないこともありますので。

また、もう1つ、ここで繰越金というのが入ってきてございますが、そもそもこの繰越金は何なのかとなりましたときに、証紙の場合は、制度としまして、売りさばき人の方が県からまず証紙を購入いただきまして、その売りさばき人の方が申請される方に販売をいたします。そうなりますと、売りさばき団体、今約80ほどございますが、こちらの団体も、やはり不足があるといけませんので、大体1割方ぐらい多めに手元に購入されて置かれている分がございます。それが、ちょっと毎年繰越しという形で、大体この売上げの1割程度、2億3,000万程度が上がってくるというのが、この60年収入証紙の会計をやっておりますと、そういう部分がもう前もって分かっております関係で、23億5,000万という予算の歳入、歳出を、まあ合わせるという言い方を申し上げるとちょっとあれなんですが、総額を合わせるということで、この収入のほうの証紙収入の売上げの予算現額を少し低めの形に、この繰越額と合わせて23億5,000万にする必要がございますもので、ちょっと会計上のそういう数字の出方としましては、こういう形で組むことになっております。

ただ、ここで見ていただきましたときに、

大体歳入のほうの収入済額、こちらが22億2,800万円余ございます。それと、歳出のほうの支出済額ですが、こちらが22億2,000万と、ほぼほぼ同額で、プラス歳入が多い、ちょっと800万ほど歳入が多いですが、これが、購入された後、その年度内に使われなかった分等も含めましてちょっと多めに入れていると、そういう形になっておりまして、非常にちょっと分かりにくい形で申し訳ございませんが、そういう予算の組み方をさせていただいております。

以上でございます。

○波村議会事務局長 旅費については、東京、京都、大阪辺りは非常に高くて、先生方にも御迷惑をかけているところでございます。

県全体として、人事課のほうで、今は定額でございますけれども、新年度から実費というふうに聞いておりますので、そこら辺で少し調整ができるのではないかというふうに思っております。

今年度におきましても、申請をすれば調整はできるんですけども、来年度からもう実費ということで、上限額はございますけれども、そこら辺で融通が利くようになるのではないかと考えておりますので、不用額も少なくなるのではないかと考えております。

それと、物価高騰における旅費の基準額なんですけれども、これはもうおととしあたりから言われておりましたので、今年度から、管内視察については、1人当たりの単価を上げまして対応させていただいているところでございまして、今のところその予算内で対応していただいているところでございますが、さらに上昇した場合は、また改めて検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○前川收委員 会計課のほうですけれども、今課長から御説明いただいたて、ぼやっと分かりましたけれども、制度として考えればおっしゃるとおりで、収入証紙って、売りさばき人にある程度多めに売るというかな、ストックがあると。また、買った人も、ストックする可能性は当然あるわけですね。そのストック分というのは、結局はきちんと表には見えない部分であるから、こういうふうになるとということでありましたので、理解することができました。

冒頭の説明の中にも、この収入証紙の扱いについて、キャッシュレスの時代の中でどうやっていくのかというお話がありましたが、税金でありますから、これはやっぱり多様な納入制度というんですかね、納められない、納め方が分からぬといふようなことは——選べるサービスじゃなくて、これは絶対的な、要するに税金でありますから、そこはやっぱり非常に多様性を保ったまま時代の変化に応じていただくということについては、要望しておきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、議会事務局のほうであえて言つたんですけども、これは別に議会だけじゃないと思っています。県庁の皆さん方が、あちこち出張に行かれるのは、仕事で行かれますけれども、非常に苦労されて、物価高騰に追いつかない、旅費規定が追いつかないということが多々見受けられます。

とりわけ、昔は、一括購入で、飛行機代とホテル料金、パックでどうぞって話があつて、これはかなり安く行けたんですけども、今はたしかそれはできない状況になっているのかなと思っています、会計上できないのか、なぜできないのか、私は分かりませんけれども、ないのかもしれません、それが。

非常に厳しい予算環境の中ありますので、先ほども言いましたけれども、物価高騰

の対策、状況に応じながらしっかりと対応していただけるようにお願い申し上げます。
以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 会計管理者の概要説明で、ちょっと2点お尋ねです。

車検切れの公用車は、今回も決算委員会で、土木部中心にしっかりと説明がございました。

管理者の説明の中で、管理体制の再整備については、当局において公用車の車検有効期限確認用の台帳を整備しとあります。それは、もう出納局のほうということでいいですか。

○阿南管理調達課長 管理調達課でございます。

車検の台帳につきましては、管理調達課のほうで整備をしまして、それを基に各課との調整をやっております。

○前田憲秀委員 各部の決算のときにもあつたんですけども、例えば、皆さんレンタカーに乗るときに、このレンタカーは車検切れじゃないかなんて多分チェックはしないんじゃないのかと思うんですよ。やっぱりその所有している人が、全責任を持って管理するのが当然じゃないかと、当たり前のことじやないかなと思っていますので、去年の指摘事項でありますけれども、これはもう猛省して、きちんと管理をしていただければなというふうに思っています。

これは、車検切れだったら、自賠責も任意保険もたしか出ないんですよね。まあ、そういうことがなかったので幸いですけれども、その管理はしっかりとお願いしたいと思っております。

それと、もう1点ですけれども、2ページ目のキャッシュレスの説明がございました。県民に対して行っているサービス提供の中で、様々なメリットがあることも改めて認識をしましたということで、本県のキャッシュレス収納率というのは、25.4%で低い状況という御説明がありました。

例えば、キャッシュレスは、様々、なかなか信じない人もいっぱいいるんでしょうけれども、世の中はもう全てキャッシュレスに進んでいるんじゃないかと思っています。出納局として、例えば半分ぐらいまでは持つていこうとか、そういう目標値はあるものなんですかね。

○小夏会計課長 会計課でございます。

まず、こちらの公金の収納率、25.4%で低いと。これは、何をもって判断しているかと申し上げますと、経済産業省のほうが、毎年、これは民間も含めてでございますが、キャッシュレスの収納率というのを出しておりまして、今、それが42%を超える状況でございます。国の一貫の目標としましては、4割ということがございましたので、国としては、日本全体で見ましたときには、大体その目標に達していると。

私どもといたしましても、やはり他県のキャッシュレスを進めていらっしゃる先行県で確認いたしましたが、なかなかやっぱり2割前後でとどまることが多い、まずは4割というのを一つの目標にしたいというふうに考えております。

特に、この公金の部分で申し上げますと、世の中のキャッシュレスは、本当に簡単にスマートのアプリでぴっとやってというのも含めて40%ございますが、公金収納でまいりますと、どうしてもオンラインの申請、電子申請に伴って、オンラインでクレジット払いなどで収納する部分、それと、納入通知書というのを県は納入していただくときにお出しする

わけですが、この納入通知書も、実はスマートアプリとかでも対応できるように今しておるところでございますが、なかなかそれがやっぱり、収納方法がなじみにくい、ちょっとやり方もアプリごとで変わっておりましたりして複雑でございまして、納入通知書もコンビニでも扱えるものですから、24時間コンビニで現金のほうが早いと思われる方も多いのかと思います。

ですから、そういう部分をちょっと私どもも今いろいろと研究をしておりまして、皆様がより使いやすい形でのキャッシュレスを進めたいということで、鋭意検討しているところでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございました。

一応、国が大体4割ということなので、4割という目標値はあると。ただ、目標値に向かうまでも、4割できたからというのではなくて、今御説明にあったように、利用者の利便性をやっぱり常に検討していただきたいなと思っています。

自動車税なんかも、普通自動車はいいんですけども、軽自動車は、納税証明書がすぐ必要がある場合があると、キャッシュレスだとちょっと不便だと、様々な話がありますので、そこはもう今の時代ですから、常に変化、変化の時代であるかと思いますので、そういう意味ではしっかり先進的な取組をぜひ検討していただければと思います。頑張ってください。よろしくお願ひします。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで出納局及び各種委員会等の審査を終了します。

次回の第8回委員会は、11月10日月曜日午

前10時から開会し、取りまとめを行うこととしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午前11時1分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

決算特別委員会委員長